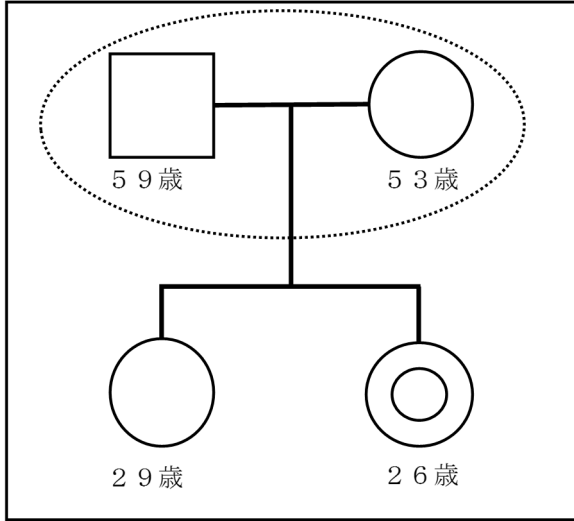
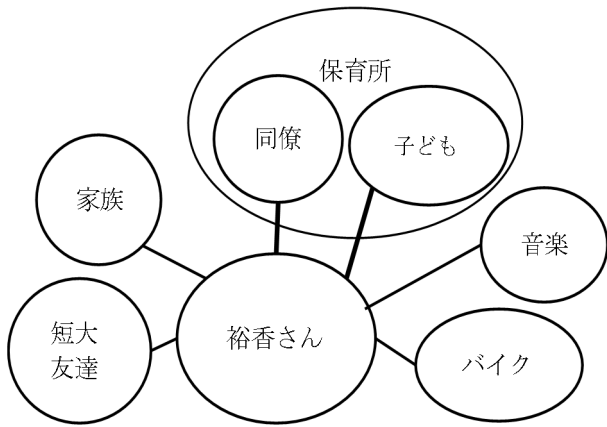


裕香さんのジェノグラム



裕香さんのエコマップ



医療ソーシャルワーカーとは

保健医療機関において、社会福祉の立場から患者さんやその家族の方々の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行います。

具体的には、

1. 療養中の心理的・社会的問題の解決、調整援助
2. 退院援助
3. 社会復帰援助
4. 受診・受療援助
5. 経済的問題の解決、調整援助
6. 地域活動を行っています。

後遺症（むち打ち症）

- ・頸椎捻挫・脊髄捻挫・根症状型
- ・バレ・リュウ症状型・脊髄症状型 など

一般的な入院費

保険適用可

- ①入院基本料 診察料・看護料・室料・寝具代
- ②治療費 投薬・注射・手術・検査・画像診断・リハビリ料
- ③食事負担額 1食あたり260円

保険適用不可

- ①差額ベット料 個室・一部の大部屋
- ②その他 病衣・タオル・文書料・電化製品の利用料

医療保険の種類と対象者

75歳未満	被用者保健	健康保険	協会けんぽ	健保組合を設立していない事務の従業員
			組合健保	健保組合を設立している事務所の従業員
		船員保険	大型船舶乗組員	
		国家公務員共済組合	国家公務員	
		地方公務員等共済組合	地方公務員	
		私立学校職員共済	私立学校の教職員	
75歳以上	地域保健	国民健康保険	市（区）町村	被用者と国民健康保険組合に該当しない国民
			国保組合	国民健康保険組合を設立している業種の自営業者
75歳以上	後期高齢者医療制度	75歳以上（障害者は65歳以上）の国民		

自賠責保険と任意保険

(1)自賠責保険は法律で加入が義務付けられている強制保険です。

バイクを運転中に他人を死亡させたり、ケガをさせた時の対人賠償事故を補償します。自賠責保険の満期年月は、バイクのナンバープレートに貼ってあるステッカー（保険標章）で確認できます。貼ってなければ、そのバイクは自賠責保険に加入していないバイクです。なお、ご継続手続は満期日の1ヶ月前から行うことができます。

(2)任意保険とは、強制ではなく任意でご加入いただく保険です。

「自賠責保険（強制保険）」は、被害者である相手の「人的損害」だけが対象で、事故の相手の車の損害や休業補償などは、自賠責では補償されません。

任意保険の補償内容は？

- ・他人に対する賠償（自賠責保険の不足分を補います）…対人賠償保険
- ・他人の物に対する賠償…対物賠償保険
- ・ご自身および同乗者に対する補償…搭乗者傷害保険、自損事故保険、人身傷害保険

傷病手当金 支給される条件と期間

- (1) 業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること。
- (2) 仕事に就くことができないこと
- (3) 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと
- (4) 休業した期間について給与の支払いがないこと

※傷病手当金が支給される期間は、支給開始した日から最長1年6ヵ月です。

高額療養費制度

高額療養費の制度は、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、健康保険高額療養費支給申請書を協会けんぽ支部に提出して自己負担限度額を超えた分があとで払い戻されるものです。医療費が高額になることが事前にわかった場合には、「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。

自己負担限度額は平成27年1月診療分から所得区分ア～オまで分けられます。

「限度額適用認定証」は、協会けんぽ支部に申請し交付されるもので、保険証と併せて医療機関等の窓口で提示すると、1ヵ月（1日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。しかし、保険外負担分（差額ベッド代など）や、入院時の食事負担額等は対象外となります。